

**改正**

平成16年12月22日野々市町告示第109号  
平成20年10月1日野々市町告示第133号  
平成21年10月29日野々市町告示第150号  
平成22年4月1日野々市町告示第75号  
平成23年5月11日野々市町告示第64号  
平成24年7月11日野々市市告示第100号  
平成26年2月21日野々市市告示第15号  
平成27年3月18日野々市市告示第21号  
平成28年2月26日野々市市告示第22号－2  
平成28年9月15日野々市市告示第116号  
平成30年3月26日野々市市告示第35号  
平成31年3月29日告示第66号  
令和2年3月19日告示第38号  
令和3年1月21日告示第2号  
令和4年3月24日告示第32号  
令和5年5月10日告示第82号  
令和6年2月28日告示第18号  
令和7年2月20日告示第7号

野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に要する経費に関し、補助金を交付することについて、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、「放課後児童クラブ」とは、放課後児童に適切な遊びと生活の場を与える地域の集団をいう。

(放課後児童クラブの基準)

**第3条** 放課後児童クラブは、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 児童数が概ね20人以上であること。
- (2) 年間の開所日数が原則として250日以上であること。
- (3) 教員若しくは保育士の資格を有する指導員又は児童の保護育成に知識及び経験を有する指導員を配置すること。
- (4) 保護者による運営委員会又は社会福祉法人等の非営利団体が運営を行うこと。

2 放課後児童クラブは、1小学校校区当たり2クラブ以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、放課後児童クラブの数を増加することができる。

(補助金の額)

**第4条** 補助金は、別表に定める補助の基準により算定した額を限度として、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする放課後児童クラブの代表者は、野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(交付決定)

**第6条** 市長は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を実施し、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、放課後児童クラブの代表者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

**第7条** 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、放課後児童クラブの代表者が提出する補助金交付請求書により、補助金を交付するものとする。

(状況報告)

**第8条** 放課後児童クラブの代表者は、事業の執行状況を翌月の10日までに、月次開所状況報告書（別記様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

(実績報告)

**第9条** 放課後児童クラブの代表者は、事業が完了したときは、翌月の10日までに、野々市市放課

後児童健全育成事業補助金実績報告書（別記様式第4号）に、必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

**第10条** 市長は、放課後児童クラブの代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

（補助金の返還）

**第11条** 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、その補助金の返還を命ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 野々市町放課後児童対策事業実施要綱（平成7年4月1日施行）は廃止する。

#### 附 則（平成16年12月22日野々市町告示第109号）

この要綱は、公表の日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成20年10月1日野々市町告示第133号）

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成21年10月29日野々市町告示第150号）

この要綱は、平成21年10月29日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成22年4月1日野々市町告示第75号）

この要綱は、平成22年4月27日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成23年5月11日野々市町告示第64号）

この要綱は、平成23年5月11日から施行し、この要綱による改正後の野々市町放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**（平成24年 7 月11日野々市市告示第100号）

この要綱は、平成24年 7 月11日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成26年 2 月21日野々市市告示第15号）

この要綱は、平成26年 2 月21日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成27年 3 月18日野々市市告示第21号）

この要綱は、平成27年 3 月18日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成28年 2 月26日野々市市告示第22号－ 2 ）

この要綱は、平成28年 2 月26日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成28年 9 月15日野々市市告示第116号）

この要綱は、平成28年 9 月15日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成30年 3 月26日野々市市告示第35号）

この要綱は、平成30年 3 月26日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業実施要綱の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成31年 3 月29日告示第66号）

この要綱は、平成31年 3 月29日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱及び野々市市民間児童館活動事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（令和 2 年 3 月19日告示第38号）

この要綱は、令和 2 年 3 月19日から施行し、この要綱による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（令和 3 年 1 月21日告示第 2 号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則**（令和 4 年 3 月24日告示第32号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業補

助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日より適用する。

**附 則**（令和5年5月10日告示第82号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

**附 則**（令和6年2月28日告示第18号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

**附 則**（令和7年2月20日告示第7号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

**別表**（第4条関係）

補助の基準

| 項目      | 基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本補助額   | (1) 年間平均児童数が1人から19人までの放課後児童クラブ<br>年額2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円<br>(2) 年間平均児童数が20人から35人までの放課後児童クラブ<br>年額4,868,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円<br>(3) 年間平均児童数が36人から45人までの放課後児童クラブ<br>年額4,868,000円<br>(4) 年間平均児童数が46人から70人までの放課後児童クラブ<br>年額4,868,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×75,000円<br>(5) 年間平均児童数が71人以上の放課後児童クラブ<br>年額 2,917,000円 |
| 開所日数加算  | 原則として1日8時間以上開所する場合<br>20,000円×250日を超える日数                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 長時間開所加算 | (1) 平日分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | <p>1日の開所時間が6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する場合<br/> <math>421,000円 \times 1日6時間を超え、かつ、18時を超えて開所する年間平均時間数</math></p> <p>(2) 長期休暇等分（土曜日、春休み、夏休み、冬休み）<br/> 1日8時間を超えて開所する場合<br/> <math>190,000円 \times 8時間を超えて開所する年間平均時間数</math></p>                                                                                                                                                             |
| 開所時間延長促進加算          | <p>平日、長期休暇等にかかわらず13時から19時まで開所する場合 年額<br/> 120,000円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 健康診断料               | <p>(1) 34歳以下の指導員 1人当たり3,990円</p> <p>(2) 35歳～39歳の指導員 1人当たり5,250円</p> <p>(3) 40歳以上の指導員 1人当たり6,667円</p>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 放課後児童支援員等<br>処遇改善加算 | <p>(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置<br/> 1支援の単位当たり 年額 1,678,000円</p> <p>(2) 前号の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置<br/> 1支援の単位当たり 年額 3,158,000円</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 障害児受入加算             | <p>次の各号に掲げる専任指導員の人数（専任指導員の人数が障害児の人数を超える場合にあっては、障害児の人数）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 3人以上の場合</p> <p>1人目 年額2,059,000円</p> <p>2人目 年額2,059,000円</p> <p>3人目から1人につき</p> <p>ア 平日分<br/> <math>754,000円 \times 平日開所時間割合（平日開所時間 \div 8時間） \times 平日開所日数割合（平日開所日数 \div 年間開所日数）</math></p> <p>イ 長期休暇等分（土曜日、春休み、夏休み、冬休み）<br/> <math>754,000円 \times 長期休暇等開所時間割合（長期休暇等開所時間 \div 8</math></p> |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | <p>時間)×長期休暇等開所日数割合(長期休暇等開所日数÷年間開所日数)</p> <p>(2) 2人以下の場合</p> <p>1人目 年額2,059,000円</p> <p>2人目</p> <p>ア 平日分</p> <p>754,000円×平日開所時間割合(平日開所時間÷8時間)×平日開所日数割合(平日開所日数÷年間開所日数)</p> <p>イ 長期休暇等分(土曜日、春休み、夏休み、冬休み)</p> <p>754,000円×長期休暇等開所時間割合(長期休暇等開所時間÷8時間)×長期休暇等開所日数割合(長期休暇等開所日数÷年間開所日数)</p> |
| 保険料相当分                | <p>(1) 社会保険及び雇用保険 事業主負担相当額(正規職員に係る指導員1人当たり年額175,000円を限度とする。)</p> <p>(2) 労災保険 事業主負担相当額</p> <p>(3) 傷害保険料 年額800円×児童数 年額1,850円×指導員数</p>                                                                                                                                                |
| 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算 | <p>(1) 放課後児童支援員を配置</p> <p>対象職員1人当たり 年額131,000円</p> <p>(2) 概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置</p> <p>対象職員1人当たり 年額263,000円</p> <p>(3) 前号の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、当該放課後児童クラブを統括する立場にある者を配置</p> <p>対象職員1人当たり 年額394,000円</p> <p>(1支援当たりの基準額は、919,000円を上限とする。)</p>                  |
| 施設の用地借上げに要する費用        | <p>放課後児童クラブの施設に係る用地借上げに要する費用から借上げに係る寄附金その他の収入額(野々市市民間児童館活動事業費補助金交付要綱(平成22年野々市町告示第137号)に制定する野々市市民間児童館活動事業費補助金を含む。)を控除した金額(他の目的の施設と共有する場合、</p>                                                                                                                                       |

|                                             |                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                             | 専用面積で按分する)又は、借上げている用地 1 m <sup>2</sup> あたり 2,500円を乗じた額(他の目的の施設と共有する場合、専用面積で按分する。)のいずれか低い方の額から支援単位で除した額で、年額300,000円を限度とする。                |
| 施設修繕費相当分                                    | 年間200,000円以上の修繕費について、100,000円(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を限度とし、予算の範囲内で市長が定める。                                                           |
| 新規開所費相当分                                    | 新規に放課後児童クラブを開所した場合<br>開所した年度に限り 200,000円                                                                                                 |
| 移転に伴う旧施設の<br>原状回復に係る修繕<br>費相当分              | 原状回復に係る修繕費について、1,000,000円を限度とし、その3分の2以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)で市長が定める。                                                           |
| 償還金利子相当分                                    | 施設新設等のための借入金のうち償還年度が10年以上のもので、独立行政法人福祉医療機構、石川県社会福祉協議会、銀行その他金融機関から借り入れたものに対する償還金利子の年度合計の額                                                 |
| 放課後児童支援員等<br>処遇改善事業(月額<br>9,000円相当賃金改<br>善) | 支援の単位ごとに次により算出された額の合計額<br>11,000円に賃金改善対象者数(賃金改善を行う常勤職員数に、1か月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1か月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。)及び事業実施月数を乗じて得た額 |
| 放課後児童クラブ育<br>成支援体制強化加算                      | 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に<br>必要な経費<br>1支援の単位当たり 年額 1,500,000円                                    |
| 放課後児童クラブ家<br>賃補助加算                          | 学校敷地外の民家、アパート等を活用して、放課後児童クラブを実施するために必要な家賃 1支援単位当たり 年額1,800,000円                                                                          |

備考 補助基準額が年額で定められている場合において、事業実施月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たないときにあつては、各基準により算定した額に事業実施月数を12で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を補助基準額とする。

別記様式第1号（第5条関係）  
別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

申請者 所在地  
クラブ名  
代表者氏名

年度野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付申請書

年度野々市市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

| 項目                                      |        | 内容 | 申請額（円） |
|-----------------------------------------|--------|----|--------|
| 基本補助額                                   |        |    |        |
| 開所日数加算                                  |        |    |        |
| 長時間開<br>所加算                             | 平日分    |    |        |
|                                         | 長期休暇等分 |    |        |
| 開所時間延長加算                                |        |    |        |
| 健康診断料                                   |        |    |        |
| 放課後児童支援員等処遇改<br>善加算                     |        |    |        |
| 障害児受入加算                                 |        |    |        |
| 保険料                                     | 社会保険   |    |        |
|                                         | 労災保険   |    |        |
|                                         | 傷害保険料  |    |        |
| 放課後児童支援員キャリア<br>アップ処遇改善加算               |        |    |        |
| 放課後児童支援員等処遇改<br>善加算（月額9,000円相当賃<br>金改善） |        |    |        |
| 放課後児童クラブ育成支援<br>体制強化加算                  |        |    |        |
| 放課後児童クラブ家賃補助<br>加算                      |        |    |        |
| その他（新規開所費、用地借<br>上げ費用、施設修繕費等）           |        |    |        |
| 合 計                                     |        |    |        |

- 添付書類
- 1 事業計画書
  - 2 収支予算書
  - 3 運営委員会名簿
  - 4 指導員名簿
  - 5 児童及び保護者名簿

住所（所在地）  
名 称  
氏名（代表者氏名）

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野々市市放課後児童健全育成事業の補助金については、下記条件を付して金 円を交付することに決定したので通知する。

年 月 日

野々市市長

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、 年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときは、速やかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 8 以上のほか、野々市市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

別記様式第3号（第8条関係）  
別記様式第3号（第8条関係）

(表面) 令和 年度 月分 放課後児童クラブ月次開所状況報告書

※2つ以上のクラブ(支援の単位)を有する場合はそれぞれで作成すること

放課後児童クラブ名： 報告者名：

【児童数集計表】（年間利用）

| 年間利用  | 登録児童数（月日時点） |    |    |    |    |    |    | 利用児童数  |       |
|-------|-------------|----|----|----|----|----|----|--------|-------|
| 利用方法  | 1年          | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 | 計算式    | 利用児童数 |
| 週6日利用 |             |    |    |    |    |    |    | × 6/6日 |       |
| 週5日利用 |             |    |    |    |    |    |    | × 5/6日 |       |
| 週4日利用 |             |    |    |    |    |    |    | × 4/6日 | ※     |
| 週3日利用 |             |    |    |    |    |    |    | × 3/6日 | ※     |
| 週2日利用 |             |    |    |    |    |    |    | × 2/6日 | ※     |
| 週1日利用 |             |    |    |    |    |    |    | × 1/6日 | ※     |
| 合計    |             |    |    |    |    |    |    |        | ①     |

※利用区分欄ごとに小数点以下切り上げ

【児童数集計表】（長期休暇のみ利用）

| 長期休暇のみ利用 | 登録児童数（月日時点） |    |    |    |    |    |    | 利用児童数  |       |
|----------|-------------|----|----|----|----|----|----|--------|-------|
| 利用方法     | 1年          | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 | 計算式    | 利用児童数 |
| 週6日利用    |             |    |    |    |    |    |    | × 6/6日 |       |
| 週5日利用    |             |    |    |    |    |    |    | × 5/6日 |       |
| 週4日利用    |             |    |    |    |    |    |    | × 4/6日 | ※     |
| 週3日利用    |             |    |    |    |    |    |    | × 3/6日 | ※     |
| 週2日利用    |             |    |    |    |    |    |    | × 2/6日 | ※     |
| 週1日利用    |             |    |    |    |    |    |    | × 1/6日 | ※     |
| 合計       |             |    |    |    |    |    |    |        | ②     |

※利用区分欄ごとに小数点以下切り上げ

【利用児童数】年間利用 ① 人 + 長期休暇 ② 人 = 人

【月利用の障害児童数】

人

・ 週 年生 利用

・ 週 年生 利用

・ 週 年生 利用

・ 週 年生 利用

●開所日数・時間 【月分】

|        |        |           |      |
|--------|--------|-----------|------|
| 平日開所日数 | 土曜開所日数 | 長期休暇等開所日数 | 保育日数 |
|        |        |           |      |
| 平日開所時間 | 土曜開所時間 | 長期休暇等開所時間 | —    |
|        |        |           |      |

|                          |         |                                                                                 |  |
|--------------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|--|
| 実施した事業名<br>【      月分】    |         |                                                                                 |  |
| 特 記 事 項<br>【      月分】    |         |                                                                                 |  |
|                          | 運営委員会開催 | <input type="checkbox"/> 有      (      月      日 )<br><input type="checkbox"/> 無 |  |
| 放課後児童支援員氏名<br>【      月分】 |         |                                                                                 |  |
| 補助員氏名<br>【      月分】      |         |                                                                                 |  |

※指導者氏名欄には、パート、臨時職員、派遣職員も記入してください。

- 添付書類
- ☐ 月の児童出席簿(任意様式)
  - ☐ 月の支援員補助員シフト表(任意様式)
  - ☐ 月の支援員補助員出勤簿(市指定の様式)
  - ☐ 月の賃金台帳(任意様式)
  - ☐ 月のたより(任意様式)
  - ☐ 月の職員別・補助項目別の給与額一覧

別記様式第4号（第9条関係）  
別記様式第4号（第9条関係）

年 月 日

野々市市長 宛

申請者 所在地  
クラブ名  
代表者氏名

年度野々市市放課後児童健全育成事業補助金実績報告書

年度野々市市放課後児童健全育成事業を次のとおり実施したので関係書類を添えて報告します。

| 項目                            |        | 内容 | 申請額<br>(円) |
|-------------------------------|--------|----|------------|
| 基本補助額                         |        |    |            |
| 開所日数加算                        |        |    |            |
| 長時間開<br>所加算                   | 平日分    |    |            |
|                               | 長期休暇等分 |    |            |
| 開所時間延長加算                      |        |    |            |
| 健康診断料                         |        |    |            |
| 放課後児童支援員等処遇改善<br>加算           |        |    |            |
| 障害児受入加算                       |        |    |            |
| 保険料                           | 社会保険   |    |            |
|                               | 労災保険   |    |            |
|                               | 傷害保険料  |    |            |
| 放課後児童支援員キャリアア<br>ップ処遇改善加算     |        |    |            |
| 放課後児童クラブ育成支援体<br>制強化加算        |        |    |            |
| 放課後児童クラブ家賃補助加<br>算            |        |    |            |
| その他（新規開所費、用地借<br>上げ費用、施設修繕費等） |        |    |            |
| 合 計                           |        |    |            |

- 添付書類 1 事業状況報告書  
2 人件費内訳書  
3 保育料徴収一覧表  
4 収支決算書